

## 住宅借入金等特別税額控除の延長

消費税の増税延期に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期間が1年6ヶ月延長されます。

	改正前	改正後
居住年月日	平成11年1月1日から平成18年12月31日まで または 平成21年1月1日から平成29年12月31日まで	平成11年1月1日から平成18年12月31日まで または 平成21年1月1日から平成31年6月30日まで